令和元年度 住民基本台帳の閲覧状況の公表について

住民基本台帳法第１１条第３項及び第１１条の２第１２項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令第３条の規定に基づき、下記のとおり公表いたします。

（平成３１年４月１日～令和２年３月３１日分）

閲覧者申請者	閲覧事由概要	閲覧年月日	閲覧に係る住民の範囲
パシフィックコンサルタンツ株式会社 山形事務所 所長　加藤　誠司	最上川水系環境整備事業評価検討において、事業効果把握のためのアンケート調査を実施するにあたり、その対象者を抽出するため	令和元年７月１７日	中山町に居住する２０歳以上の男女（８８名抽出）

※閲覧にきたものすべてを公表する。